

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2025 年 9 月 19 日

【発行者の名称】

株式会社アイガー
(IGER Inc.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 木田 裕士

【本店の所在の場所】

東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号
グラントウキョウノースタワー36 階

【電話番号】

(03)3212-5500 (代表)

【事務連絡者氏名】

取締役経営管理局長 武内 美由紀

【担当 J-A d v i s e r の名称】

フィリップ証券株式会社

【担当 J-A d v i s e r の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 永堀 真

【担当 J-A d v i s e r の本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号

【担当 J-A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

【電話番号】

(03)3666-2321

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market
また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
株式会社アイガー
<https://field.ne.jp/>
株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>

【公表されるホームページのアドレス】

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報が有り、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社

のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第34期 (中間)	第35期 (中間)	第36期 (中間)	第34期	第35期
会計期間	自2022年12月1日 至2023年5月31日	自2023年12月1日 至2024年5月31日	自2024年12月1日 至2025年5月31日	自2022年12月1日 至2023年11月30日	自2023年12月1日 至2024年11月30日
売上高 (千円)	943,023	1,001,336	1,114,873	1,353,762	1,427,286
経常利益 (千円)	162,111	185,023	224,261	21,759	61,297
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益 (千円)	110,064	125,598	151,939	14,408	36,294
中間包括利益又は包括利益 (千円)	110,175	126,621	151,290	15,374	36,688
純資産額 (千円)	447,053	462,043	506,571	352,252	372,110
総資産額 (千円)	1,167,255	1,198,723	1,298,618	700,323	744,220
1株当たり純資産額 (円)	438.29	452.98	496.64	345.35	364.81
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	16.50 (—)	16.50 (—)
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	107.91	123.14	148.96	14.13	35.58
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	104.69	119.49	144.57	13.71	34.52
自己資本比率 (%)	38.3	38.5	39.0	50.3	50.0
自己資本利益率 (%)	27.5	30.8	34.6	4.1	10.02
株価収益率 (倍)	11.1	9.7	8.1	84.9	33.7
配当性向 (%)	—	—	—	116.80	46.37
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	99,171	88,015	152,737	82,047	40,869
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△803	△193	—	△915	△193
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	38,514	35,182	31,874	△14,512	△17,804
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	439,704	494,361	577,534	370,313	393,587
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	101 (2)	96 (3)	102 (4)	94 (3)	93 (4)

- (注) 1. 第34期中間期、第35期中間期及び第36期中間期の1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額)については、配当を行っていないため記載しておりません。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含みます。)は、期中平均雇用人数(1日8時間換算)を()外数で記載しております。
3. 第34期及び第35期の連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。また、第34期中間期、第35期中間期及び第36期中間期の中間連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及びその関係会社）が営む事業について重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

2025年5月31日現在	
セグメントの名称	従業員数（人）
広告ブランディング事業	102（4）
合計	102（4）

- （注）1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含みます。）は、中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
- 2．当社グループは広告ブランディング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（2）発行者の状況

2025年5月31日現在			
従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
102（4）	36.8	5.1	3,936

- （注）1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含みます。）は、年間平均雇用人数（1日8時間換算）を（ ）外数で記載しております。
- 2．平均年間給与には、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 3．当社グループは広告ブランディング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（3）労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間（2024年12月1日から2025年5月31日）におけるわが国経済は、円安による訪日外国人（インバウンド）の回復や雇用・所得環境が改善する下で、穏やかな回復が続くことが期待されておりましたが、ヨーロッパや中東の紛争激化、米国の関税政策や、円安、資源価格等の上昇等、海外景気の下振れがわが国の景気を下押ししており、依然として先行きが不透明な状況にあります。

当社グループが事業展開する国内広告市場も、米国との関税交渉の影響は不明な上、大幅な物価高により仕入価格が上昇し、厳しい状況となっております。

当社グループは、企業理念として「可能性を信じ、常に新しい分野に挑戦をし続け、それを企業化していく」を掲げ、ブランディング・プロダクションとして35年の実績と経験に基づく広告営業力と、独自の社内制作一貫体制で広告から空間まで様々なメディアを組み合わせた付加価値の高いブランディングを支援できる「提案力」と「クリエイティブ力」を活かし、教育機関の授業再開に向けた新行動様式やWEBでのオープンキャンパス等の新たな需要に対して広告戦略・広告制作の提案を行ってまいりました。その結果、受注残高は707,125千円（前年同期比155,285千円増加28.1%増）と伸びており、翌年度に向けて順調な営業活動を進めております。

当中間連結会計期間における売上高は1,114,873千円（前年同期比11.3%増加）、営業利益は225,607千円（前年同期比21.5%増加）、経常利益は224,261千円（前年同期比21.2%増加）、親会社株主に帰属する中間純利益は151,939千円（前年同期比21.0%増加）となりました。

なお、当社グループは広告ブランディング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は577,534千円となり、前連結会計年度末に比べ183,946千円増加（46.7%増）となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フローの状況）

営業活動の結果、得られた資金は152,737千円（前年同期比64,721千円増加）となりました。主な増加要因は、税金等調整前中間純利益224,261千円、仕入債務の増加額241,224千円、未払費用の増加額27,334千円、棚卸資産の減少額40,047千円によるものです。一方、主な減少要因は、売上債権の増加額395,167千円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フローの状況）

投資活動の結果、使用した資金はありませんでした。（前年同期比193千円増加）

（財務活動によるキャッシュ・フローの状況）

財務活動の結果、得られた資金は31,874千円（前年同期比3,308千円減少）となりました。増加要因は、長期借入れによる収入100,000千円によるものです。一方、減少要因は、長期借入金の返済による支出51,296千円、配当金の支払額16,830千円によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

当中間連結会計期間における受注実績を示すと、次のとおりとなります。

なお、当社グループは単一セグメントであるため、広告ブランディング事業の受注実績を記載いたします。

セグメントの名称	受注高 (千円)	前年同期比(%)	受注残高 (千円)	前年同期比(%)
広告ブランディング事業	739,511	121.43	707,125	128.14

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を示すと、次のとおりとなります。

なお、当社グループは単一セグメントでありセグメント情報を記載していないため、サービス別に記載しております。

サービスの名称	当中間連結会計期間 (自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)	前年同期比(%)
教育機関向け(千円)	984,101	106.8
一般企業向け(千円)	130,772	164.1
合計(千円)	1,114,873	111.3

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上となる相手先がないため記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2025年2月27日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、(株)東京証券取引所が運営を行っております、当社株式の証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

＜担当 J-Adviser との契約について＞

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しています。

当社では、フィリップ証券(株)を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2021年12月30日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

1. J-Adviser 契約解除に関する条項

当社が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

(1) 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（フィリップ証券(株)が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、フィリップ証券(株)が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（当社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している当社を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったとフィリップ証券(株)が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であるとフィリップ証券㈱が認めた日）
 - c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。）
当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- (4) 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- 再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。
- a 次の(イ)又は(ロ)に定める場合に従い、当該(イ)又は(ロ)に定める事項に該当すること。
(イ) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
(ロ) 当社が前号 c に規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
 - b 当該再建計画に次の(イ)及び(ロ)に掲げる事項が記載されていること。
(イ) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと
(ロ) 前 a の(イ)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(ロ)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと
- (5) 事業活動の停止
- 当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたとフィリップ証券㈱が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。
- なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合とフィリップ証券㈱が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(イ)又は(ロ)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日
(イ) TOKYO PRO Market の上場株券等
(ロ) 上場株券等が、その発行者である当社の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
 - b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
 - c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（(3) b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- (6) 不適当な合併等
- 甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。
- (7) 支配株主との取引の健全性の毀損
- 第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されているとフィリップ証券㈱が認めるとき
- (8) 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延
- 当社が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、フィリップ証券㈱がその遅延理由が適切でないと判断した場合
- (9) 虚偽記載又は不適正意見等
- 次の a 又は b に該当する場合
- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であるとフィリップ証券㈱が認める場合
 - b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、当社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下この b において同じ。）が記載され、かつ、その影響が重大であるとフィリップ証券㈱が認め

る場合

(10) 法令違反及び上場規程違反等

当社が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合

(11) 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

(12) 株式の譲渡制限

当社が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

(13) 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

(14) 指定振替機関における取扱い

当社が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとしてフィリップ証券㈱が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大いだとフィリップ証券㈱が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとフィリップ証券㈱が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であるとフィリップ証券㈱が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定

f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないとフィリップ証券㈱が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

(16) 全部取得

当社が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

(17) 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したとフィリップ証券㈱が認めるとき

(18) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、フィリップ証券㈱もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合

2. J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項

(1) 当社又はフィリップ証券㈱のいずれかが、当該契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

(2) 前項の定めにかかわらず、当社及びフィリップ証券㈱は、合意により本契約期間中いつでも当該契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより当該契約を解除することができる。

(3) 契約解除する場合、特段の事情のない限りフィリップ証券㈱は、あらかじめ当該契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

（１）重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

（２）財政状態の分析

（流動資産）

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は1,133,882千円となり、前連結会計年度末に比べ545,142千円増加（92.6%増）となりました。これは主として、売掛金の増加395,167千円、現金及び預金の増加183,946千円、仕掛品の減少40,047千円によるものです。

（固定資産）

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は164,736千円となり、前連結会計年度末に比べ9,255千円増加（5.9%増）となりました。これは主として、繰延税金資産の増加11,548千円によるものです。

（流動負債）

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は605,461千円となり、前連結会計年度末に比べ381,288千円増加（170.0%増）となりました。これは主として、買掛金の増加241,224千円、未払法人税等の増加66,086千円によるものです。

（固定負債）

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は186,586千円となり、前連結会計年度末に比べ38,650千円増加（26.1%増）となりました。これは長期借入金の増加38,650千円によるものです。

（純資産）

当中間連結会計期間末における純資産の残高は506,571千円となり、前連結会計年度末に比べ134,460千円増加（36.1%増）となりました。これは主として親会社株主に帰属する中間純利益の増加151,939千円によるものです。

（３）経営成績の分析

当中間連結会計年度における経営成績については、「1 業績等の概要（１）業績」に記載の通りであります。

（４）キャッシュ・フローの分析

当中間連結会計年度におけるキャッシュ・フローの概況については、「1 業績等の概要（２）キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

- (5) 経営者の問題意識と今後の方針について
「3【対処すべき課題】」に記載しております。
- (6) 継続企業の前提に関する重要事象等の対応策
該当事項はありません。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

(1) 発行者

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 子会社

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2025年5月31日)	公表日現在発行数(株) (2025年8月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,280,000	3,210,000	1,070,000	1,070,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株となっております。
計	4,280,000	3,210,000	1,070,000	1,070,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりとなります。

第1回新株予約権（2016年11月24日臨時株主総会決議）

	中間連結会計期間末現在 (2025年5月31日)	公表日の前月末現在 (2025年7月31日)
新株予約権の数(個)	4,315	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21,575(注)1	21,575(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	48(注)2	48(注)2
新株予約権の行使期間	自 2018年11月25日 至 2026年11月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 48 資本組入額 24	発行価格 48 資本組入額 24
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当を受けた者は権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。 ②新株予約権の割り当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 ③その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れ、その他一切の処分をできないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、5株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合及び当社が株式分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

なお、上記計算式中の「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

第2回新株予約権（2017年8月23日臨時株主総会決議）

	中間連結会計期間末現在 (2025年5月31日)	公表日の前月末現在 (2025年7月31日)
新株予約権の数（個）	2,220	2,220
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	11,100（注）1	11,100（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	100（注）2	100（注）2
新株予約権の行使期間	自 2019年8月26日 至 2027年6月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 100 資本組入額 50	発行価格 100 資本組入額 50
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は権利行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了による退任または定年退職、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ②新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。 ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れ、その他一切の処分をできないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、5株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合及び当社が株式分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

なお、上記計算式中の「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

第2－2回新株予約権（2017年11月17日臨時株主総会決議）

	中間連結会計期間末現在 (2025年5月31日)	公表日の前月末現在 (2025年7月31日)
新株予約権の数（個）	20	－
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	100（注）1	－（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	100（注）2	－（注）2
新株予約権の行使期間	自 2019年11月29日 至 2027年9月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 100 資本組入額 50	発行価格 100 資本組入額 50
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は権利行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了による退任または定年退職、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ②新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。 ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れ、その他一切の処分をできないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、5株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合及び当社が株式分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

なお、上記計算式中の「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2024年12月1日～ 2025年5月31日	—	1,070,000	—	17,000	—	—

(6) 【大株主の状況】

2025年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対す る所有株式数の 割合 (%)
株式会社グローバルデ ン トリープロジェクト	千葉県千葉市緑区あすみが丘六丁目11番5号	500,000	49.02
木田 裕士	東京都江東区	499,900	49.01
株式会社テラ	神奈川県鎌倉市由比ガ浜二丁目2番37号	10,100	0.99
株式会社文化放送	東京都港区浜松町一丁目31番	10,000	0.98
計	—	1,020,000	100.00

(注) 1. 当社は、自己株式を50,000株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年5月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式50,000	—	自己株式
完全議決権株式（その他）	普通株式1,020,000	10,200	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,070,000	—	—
総株主の議決権	—	10,200	—

② 【自己株式等】

2025年5月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合（％）
株式会社 アイガー	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号グラントウキョウノースタワー36階	50,000	—	50,000	4.67
計	—	50,000	—	50,000	4.67

2 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第33期	第34期	第35期
決算年月	2022年11月	2023年11月	2024年11月
最高（円）	1,200	—	—
最低（円）	1,200	—	—

- (注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。
2. 当社株式は、2022年6月22日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場しております。それ以前の株価について該当事項はありません。
3. 第34期及び第35期の株価につきましては、売買実績がないため記載しておりません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年12月	2025年1月	2月	3月	4月	5月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。
2. 2024年12月から2025年5月までにおいては、売買実績がありません。

3 【役員の状況】

2025年2月27日付の発行者情報公表日以後、本中間発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2024年12月1日から2025年5月31日まで）の中間連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】
 (1) 【中間連結財務諸表】
 ① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年11月30日)	当中間連結会計期間 (2025年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	393,587	577,534
売掛金	63,449	458,616
仕掛品	107,038	66,991
その他	24,663	30,740
流動資産合計	588,739	1,133,882
固定資産		
有形固定資産		
建物	65,530	65,530
減価償却累計額	△37,879	△38,595
建物（純額）	※1 27,651	※1 26,934
機械装置及び運搬具	10,094	10,094
減価償却累計額	△9,854	△9,914
機械装置及び運搬具（純額）	240	180
土地	※1 30,851	※1 30,851
工具、器具及び備品	47,543	47,543
減価償却累計額	△44,428	△45,025
工具、器具及び備品（純額）	3,115	2,518
有形固定資産合計	61,858	60,484
無形固定資産		
ソフトウェア	273	170
その他	149	149
無形固定資産合計	423	320
投資その他の資産		
差入保証金	90,451	89,685
繰延税金資産	2,441	13,989
その他	306	256
投資その他の資産合計	93,199	103,931
固定資産合計	155,480	164,736
資産合計	744,220	1,298,618

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年11月30日)	当中間連結会計期間 (2025年5月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	9,300	250,524
1年内返済予定の長期借入金	※1 89,282	※1 99,336
未払費用	70,185	97,505
未払法人税等	17,783	83,869
未払消費税等	19,986	35,450
契約負債	16,232	37,420
その他	1,403	1,355
流動負債合計	224,173	605,461
固定負債		
長期借入金	※1 147,936	※1 186,586
固定負債合計	147,936	186,586
負債合計	372,109	792,047
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,000	17,000
利益剰余金	349,181	484,291
自己株式	△5,000	△5,000
株主資本合計	361,181	496,291
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	10,929	10,279
その他の包括利益累計額合計	10,929	10,279
純資産合計	372,110	506,571
負債純資産合計	744,220	1,298,618

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日)	当中間連結会計期間 (自 2024 年 12 月 1 日 至 2025 年 5 月 31 日)
売上高	1,001,336	1,114,873
売上原価	533,317	596,391
売上総利益	468,018	518,482
販売費及び一般管理費	※ 1 282,279	※ 1 292,874
営業利益	185,739	225,607
営業外収益		
受取利息	0	0
為替差益	317	-
営業外収益合計	317	0
営業外費用		
支払利息	1,033	1,102
為替差損	-	245
営業外費用合計	1,033	1,347
経常利益	185,023	224,261
税金等調整前中間純利益	185,023	224,261
法人税、住民税及び事業税	71,049	83,869
法人税等調整額	△11,624	△11,548
法人税等合計	59,425	72,321
中間純利益	125,598	151,939
親会社株主に帰属する中間純利益	125,598	151,939

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日)		当中間連結会計期間 (自 2024 年 12 月 1 日 至 2025 年 5 月 31 日)	
中間純利益		125,598		151,939
その他の包括利益				
為替換算調整勘定	※ 1、2	1,022	※ 1、2	△649
その他の包括利益合計		1,022		△649
中間包括利益		126,621		151,290
(内訳)				
親会社株主に係る中間包括利益		126,621		151,290

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日）

（単位：千円）

項目	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為替換算 調整勘定	その他の包括利 益累計額合計	
当期首残高	17,000	329,717	△5,000	341,717	10,535	10,535	352,252
当中間期変動額							
剰余金の配当		△16,830		△16,830			△16,830
親会社株主に帰属する 中間純利益		125,598		125,598			125,598
株主資本以外の項目の当 中間期変動額（純額）					1,022	1,022	1,022
当中間期変動額合計	-	108,768	-	108,768	1,022	1,022	109,790
当中間期末残高	17,000	438,485	△5,000	450,485	11,557	11,557	462,043

当中間連結会計期間（自 2024 年 12 月 1 日 至 2025 年 5 月 31 日）

（単位：千円）

項目	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為替換算 調整勘定	その他の包括利 益累計額合計	
当期首残高	17,000	349,181	△5,000	361,181	10,929	10,929	372,110
当中間期変動額							
剰余金の配当		△16,830		△16,830			△16,830
親会社株主に帰属する 中間純利益		151,939		151,939			151,939
株主資本以外の項目の当 中間期変動額（純額）					△649	△649	△649
当中間期変動額合計	-	135,109	-	135,109	△649	△649	134,460
当中間期末残高	17,000	484,291	△5,000	496,291	10,279	10,279	506,571

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年12月1日 至 2024年5月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	185,023	224,261
減価償却費	1,692	1,476
受取利息	△0	△0
支払利息	1,033	1,102
売上債権の増減額 (△は増加)	△406,370	△395,167
棚卸資産の増減額 (△は増加)	42,327	40,047
仕入債務の増減額 (△は減少)	235,960	241,224
未払費用の増減額 (△は減少)	28,564	27,334
未払消費税等の増減額 (△は減少)	16,775	15,463
その他	△7,576	15,879
小計	97,429	171,621
利息の受取額	0	0
利息の支払額	△1,033	△1,102
法人税等の支払額	△8,380	△17,782
営業活動によるキャッシュ・フロー	88,015	152,737
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△193	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△193	-
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	100,000	100,000
長期借入金の返済による支出	△47,988	△51,296
配当金の支払額	△16,830	△16,830
財務活動によるキャッシュ・フロー	35,182	31,874
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,043	△664
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	124,047	183,946
現金及び現金同等物の期首残高	370,313	393,587
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1 494,361	※ 1 577,534

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

IGER AMERICA Corporation

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日の末日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

a 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～37年
機械装置及び運搬具	6～10年
工具、器具及び備品	3～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの展開する広告ブランディング事業においては、パンフレット制作、ホームページ制作及び年間サポートサービスの提供等を行っております。

パンフレット制作、ホームページ制作による収益は、契約等に基づき顧客へ商品又はサービスを提供した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。ホームページの年間サポートサービス等の一定期間に充足される履行義務は、顧客がサービス提供期間を通じて便益を受けるため、当該期間に履行義務が充足されたと判断し、期間に応じて定額で収益を認識しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債と収益及び費用は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

※ 1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024 年 11 月 30 日)	当中間連結会計期間 (2025 年 5 月 31 日)
建物	23,338 千円	22,913 千円
土地	30,851	30,851
計	54,189	53,764

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024 年 11 月 30 日)	当中間連結会計期間 (2025 年 5 月 31 日)
1 年内返済予定の長期借入金	6,000 千円	6,000 千円
長期借入金	4,500	1,500
計	10,500	7,500

(中間連結損益計算書関係)

※ 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年12月1日 至 2024年5月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)
役員報酬	40,116千円	40,116千円
給料及び手当	88,485	89,353
支払手数料	30,264	30,468
地代家賃	41,517	41,517

(中間連結包括利益計算書関係)

※ 1 その他の包括利益に係る組替調整額

	前中間連結会計期間 (自 2023年12月1日 至 2024年5月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	1,022千円	△649千円
その他の包括利益合計	1,022	△649

※ 2 その他の包括利益に係る税効果額

	前中間連結会計期間 (自 2023年12月1日 至 2024年5月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)
為替換算調整勘定：		
税効果調整前	1,022千円	△649千円
税効果額	-	-
税効果調整後	1,022	△649
その他の包括利益合計		
税効果調整前	1,022	△649
税効果額	-	-
税効果調整後	1,022	△649

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2023年12月1日 至 2024年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計期間 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,070,000	—	—	1,070,000
合計	1,070,000	—	—	1,070,000
自己株式				
普通株式	50,000	—	—	50,000
合計	50,000	—	—	50,000

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年2月28日 定時株主総会	普通株式	16,830	16.50	2023年11月30日	2024年2月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計期間 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,070,000	—	—	1,070,000
合計	1,070,000	—	—	1,070,000
自己株式				
普通株式	50,000	—	—	50,000
合計	50,000	—	—	50,000

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年2月27日 定時株主総会	普通株式	16,830	16.50	2024年11月30日	2025年2月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2023年12月1日 至 2024年5月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)
現金及び預金勘定	494,361 千円	577,534 千円
現金及び現金同等物	494,361	577,534

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2024年11月30日）

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
差入保証金	90,451	90,363	△88
資産計	90,451	90,363	△88
長期借入金（1年内返済予定を含む）	237,218	233,007	△4,210
負債計	237,218	233,007	△4,210

(注)「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、短期間で決済されるものであり、時価が帳簿価額に近似するものであるため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（2025年5月31日）

	中間連結貸借 対照表計上額 (千円)	時価（千円）	差額（千円）
差入保証金	89,685	89,629	△55
資産計	89,685	89,629	△55
長期借入金（1年内返済予定を含む）	285,922	281,617	△4,304
負債計	285,922	281,617	△4,304

(注)「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、短期間で決済されるものであり、時価が帳簿価額に近似するものであるため、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時間の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2024年11月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2025年5月31日）

該当事項はありません。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年11月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	90,363	—	90,363
資産計	—	90,363	—	90,363
長期借入金（1年以内返済予定を含む）	—	233,007	—	233,007
負債計	—	233,007	—	233,007

当中間連結会計期間（2025年5月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	89,629	—	89,629
資産計	—	89,629	—	89,629
長期借入金（1年以内返済予定を含む）	—	281,617	—	281,617
負債計	—	281,617	—	281,617

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを返還予定日までの期間及び国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは広告ブランディング事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益、キャッシュ・フローの性質、計上時期等は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

注記事項の「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (3) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約負債の残高等

前連結会計年度 (2024 年 11 月 30 日)

	前連結会計年度
契約負債 (期首残高)	11,176 (千円)
契約負債 (期末残高)	16,232 (千円)

当中間連結会計期間 (2025 年 5 月 31 日)

	当中間連結会計期間
契約負債 (期首残高)	16,232 (千円)
契約負債 (中間期末残高)	37,420 (千円)

契約負債は収益の認識に伴い、2025 年 11 月期中に取り崩されます。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの報告セグメントは「広告ブランディング事業」のみであり、セグメント別の記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日）

1. 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2024 年 12 月 1 日 至 2025 年 5 月 31 日）

1. 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (2024年11月30日)	当中間連結会計期間 (2025年5月31日)
1株当たり純資産額	364.81 円	496.64 円

	前中間連結会計期間 (自 2023年12月1日 至 2024年5月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)
1株当たり中間純利益 (円)	123.14 円	148.96 円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する 中間純利益 (千円)	125,598	151,939
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益 (千円)	125,598	151,939
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,020,000	1,020,000
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	119.49 円	144.57 円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益 調整額 (千円)	—	—
普通株式増加数 (株)	31,162	30,979
(うち新株予約権 (株))	(31,162)	(30,979)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株 式の概要	—	—

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

(2) 【その他】
該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】
該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月19日

株式会社アイガー

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 原 賀 恒 一 郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 宅 孝 典
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイガーの2024年12月1日から2025年11月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年12月1日から2025年5月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイガー及び連結子会社の2025年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2024年12月1日から2025年5月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者

情報提出会社）が別途保管しております。